

令和元年度第1回長野市環境審議会 議事録

【開催概要】

- ・日 時：令和元年9月27日（金）午前10時30分から午後4時30分
- ・場 所：長野市役所第一庁舎7階 第2委員会室
- ・出席者
委 員：大澤会長、高見澤副会長、久保田委員、倉崎委員、渡邊委員、赤羽委員、竜野委員、中澤委員、林委員、小川委員、駒村委員、清水委員、望月委員、
事務局：宮尾環境部長、長谷部環境保全温暖化対策課長、曾根廃棄物対策課長、稲葉生活環境課長、中根資源再生センター所長、本藤衛生センター所長、高橋主幹兼環境保全温暖化対策課長補佐、堀内主幹兼環境保全温暖化対策課長補佐、新井環境保全温暖化対策課長補佐、鈴木環境保全温暖化対策課係長、吉原環境保全温暖化対策課係長、吉原環境保全温暖化対策課主査

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告事項
 - (1) 平成30年度長野市環境基本計画後期計画の取組結果について
 - ア 第二次長野市環境基本計画後期計画の取組結果とマネジメントレビューについて
 - イ 令和元年度指標・目標値の設定について
 - ウ 平成30年度市有施設のエネルギー使用量について
 - (2) 資源再生センター火災のこれまでの経過と再発防止策について
- 6 その他
- 7 閉 会
- 8 視 察

【資 料】

- ・本日の次第
- ・資料1 長野市環境審議会委員名簿
- ・資料2 事務局職員名簿
- ・資料3-1 平成30年度 第二次長野市環境基本計画後期計画の取組結果とマネジメントレビューについて
- ・資料3-2 令和元年度 指標・目標値の設定について
- ・資料3-3 平成30年度 市有施設のエネルギー使用量について
- ・資料4-1 資源再生センター火災のこれまでの経過と再発防止策について
- ・資料4-2 不燃ごみピット火災に係る対応経過
- ・資料5 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のあり方について
- ・別紙1-1 長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの概要
- ・別紙1-2 太陽光発電施設設置に係る関係法令等一覧
- ・別紙2 太陽光発電施設に関する協議事項

【報告内容】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員の照会
- 4 事務局紹介
- 5 報告事項

(1)平成 30 年度長野市環境基本計画後期計画の取組結果について

- ア 第二次長野市環境基本計画後期計画の取組結果とマネジメントレビュー
について 【資料 3-1】
- イ 令和元年度指標・目標値の設定について 【資料 3-2】
- ウ 平成 30 年度市有施設のエネルギー使用量について 【資料 3-3】

(事務局資料説明)

(駒村委員)

マネジメントレビューの 2 つ目に、「エアコン等の空調設備の導入に伴い、エネルギー使用量の増加が予想される」とあるが、今年行われている学校へのエアコン導入のことと思う。

先ほどの説明資料 3-3 の (2) の表にある電気に含まれてくるのか。

(事務局)

エアコン等の増加という点では、今年度から本格導入が始まっている小中学校へのエアコン導入がメインとなる。小中学校の電力については、今年稼働したながの環境エネルギーセンターで発電した余剰電力を長野市立の小中高校全校に供給している。ただし、一部受電量が増えることにより、キュービクルという受変電施設の改修が必要な施設については、エアコンの導入時期に差が出ないように暫定的な措置としてディーゼル発電機を設けている。よって、ながの環境エネルギーセンターから供給している電気と軽油に含まれる。

(駒村委員)

ディーゼル発電機を使用している施設もあるとの説明だが、来年度からは、すべてながの環境エネルギーセンターの電力で賄えるということか。

(事務局)

ディーゼル発電機については、キュービクル改修に合わせて切り替えていくと教育委員会から聞いている。来年度からすべてとはいかないが、徐々に電力に切り替えられる。

(駒村委員)

電力供給は、エアコンに限ってなのか全体なのか。

(事務局)

学校全体の電力は、ながの環境エネルギーセンターから供給される中で、一部ディーゼル発電機の電力を使用するエアコンがあるとイメージしていただきたい。

(大澤会長)

資料 3-3 について、電気の使用電力量を原油換算した数字で示しているが、長野市はお山の発電所のように他の発電設備からの供給をどのようにフィードバックさせるか検討するとよいのではないか。

(事務局)

エネルギー使用量に関しては、更に CO2 の排出量の観点から電力の排出係数の低いお山の発電所やながの環境エネルギーセンターから電力供給を行い、エネルギー使用量とは別に解析している。

(大澤会長)

数値について、どこかのタイミングで報告してほしい。

(事務局)

報告の仕方について、工夫させていただきたい。

(駒村委員)

エアコンの導入により、ながの環境エネルギーセンターから電力の供給がされれば、電力使用料金は減るということか。

(事務局)

電力使用料金について、平成 29 年度の電気使用量をベースとすると中部電力から、ながの環境エネルギーセンターに変えることにより 1 割程度の料金を減らすことができる。ただし、エアコンの導入により 2 割程度電力使用量が増える。ディーゼル発電機等のことを考えると本格導入を終えてみないと明らかなことは言えない。

(大澤会長)

収支については、可能なら第二回の環境審議会データを拝見したい。

(事務局)

年度での集計となるため、取りまとめるタイミングを検討し、改めて報告させていただく。

(小川委員)

以前、木質バイオマス発電のお山の発電所から市役所が電力を受給していると報告を受けた。原料となる木の確保が大変で伐採を続けないと確保できないと聞いている。伐採跡が目につくが、経過とともにすごい勢いで萌芽し、藪になる。伐採した跡地の管理について、分かったら教えていただきたい。

(事務局)

農林部が所管となるため聞いている範囲だが、森林法では伐採後は再植林と規定されているが自然萌芽も認められている。伐採後の再植林について、補助制度を設けて誘引している。

お山の発電所のバイオマス燃料については、北信地域を中心とした各森林組合等で材の供給協定を結んでいる。林業事業者は、皆伐より間伐の割合が多いと聞いている。

(小川委員)

間伐後の跡地が藪になると野生鳥獣の問題も考えられると思う。

(事務局)

農林部とも意見共有していく。

(2) 資源再生センター火災のこれまでの経過と再発防止策について 【資料 4-1、資料 4-2】

(事務局資料説明)

(清水委員)

炎感知器、温度感知器及び煙感知器の三種類を導入し検出の精度を高めると説明にあったが、元々煙感知の火災報知器がついていたということか。

(事務局)

熱感知器と煙感知器がついていた。

(清水委員)

施設のどこに設置されていたのか。

(事務局)

熱感知器は、ごみピットなら天井面にあり、煙感知器は、壁面に設置している。

(清水委員)

一般住宅の火災報知器は、確かに煙と熱の二本立てで主は煙である。不燃ごみで大規模火災が起こるのは、不燃ごみの可燃部分が燃えるわけで、完全に不燃物であれば大規模火災にならないはずである。新しい大型不燃ごみ処理施設で火災が起きれば、どのような状況を想定して熱感知器と煙感知器及び炎感知器を設置しているのか指摘される。感知器の精度を継続的に監視し、消火訓練もしっかりやるべきである。新しい火災報知機だけで、定期的に確認していかないと再発防止にならない。

(事務局)

この施設は、平成8年から稼働しているが、当時と比較して不燃ごみとして出てくる内容物がかなり変わってきている。リチウムイオン電池など、かなり発火性の高いものも散見される。火災報知器は、当時の消火基準に基づいて設置されているが、発火の可能性としては、高くなってきていたのかもしれない。

(清水委員)

不燃ごみの見方を考えた方がいいのではないかと燃える原因のある混合物に対して、対策を打たないと、これだけの大規模火災は全国的に見ても例がないのではないかと。

(事務局)

近年、火災の事例については全国的にあるようで、他の自治体から問い合わせを受けている。不燃ごみの直接搬入については、以前から中身を確認している。消防設備についても今回新設するものもあるが、法令に基づき年2回の点検を行っており、消防法で決まっている訓練も行っている。

(事務局)

炎感知器を新設し、合わせてスプリンクラーは炎、熱及び煙感知のすべてで起動するように変更した。ピットに監視カメラも新設し、迅速に消防機関へ通報ができるように見直しを行った。

さらに、現在のピットは構造上3メートルまで水を貯めることができるため、万一の火災の場合にも、ごみの耐荷量を3メートル以下に減らすことにより、水没させて完全に消化する体制にした。

また、市民の皆様にはリチウムイオン電池やライター等の集積所への出し方について周知し、協力いただきながら対策を組み合わせ、火災の起きない体制を構築したい。

(清水委員)

再び起こることのないようにきちんと対応してもらいたい。

(事務局)

できる限りのことをしてまいりたい。

(赤羽委員)

今回の火災については、消防への通報遅れが批判されたと思うが、資料4-1の安全対策に「ピットに新設した監視カメラにより消防機関へ通報する」としている。消防機関も同じ市の一部門であることから、警報が鳴ったら即出動とした方がより迅速化が図れると思う。

(事務局)

消防機関と調整をしたが、即時通報は学校教育施設や老人福祉施設等に限定されている。しかし、新たにピット内の状況を監視するカメラを設置し火災の確認をすることで、即消防機関に通報することができるため、時間的なロスを抑えられるシステムにした。

6 その他

- ・「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のあり方について

【資料5、別紙1-1、別紙1-2、別紙2】

(事務局)

長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて、次回の審議会でご意見をいただきたい。市内の各地で設置している太陽光発電の内、環境への影響や景観上の問題など市民の皆様からの相談がある。現状のガイドラインだけでよいのか規制を設けた条例を見据えて検討していくべきかご意見をいただきたい。本日は、2つの事例を説明させていただく。

(事務局資料説明)

(中澤委員)

ガイドラインの届出基準は50kW以上である。別紙2の事例1だと定格出力49.5kWとあるが隣接地も49.5kW、そのまた隣接地も49.5kWと続いた場合に、現時点の行政の対応はどうなるのか。

(事務局)

設置者等が同じ場合、一体として50kW以上とし、届出をお願いする。出資関係等も確認し、全く別件であれば49.5kWとして届出は求めている。ただし、届出をお願いしているのは、あくまでガイドラインのため、規制力は弱く届出をしなくてもそのままとなっている。当然、問題視はしているが規制を掛ける必要があるか次回、ご意見をいただきたい。

(小川委員)

時期については、いつまでに検討を終える予定か。また、パブリックコメントは、計画しているか。

(事務局)

今回は、2月ごろを予定していたが、本日もご意見をいただくことができないため、改めて時期については検討させていただきたい。条例化となれば市民の方に規制をかける内容になるため、当然パブリックコメントは行う。

7 閉会

8 視察